

第 3 回徳島県いじめ問題等対策審議会の議事内容について

第3回 徳島県いじめ問題等対策審議会の議事内容について

日 時	令和3年1月12日（火）午後2時から午後4時まで
場 所	県庁10階 大会議室
会次第	1 開 会 委員15名中12名出席
	2 協 議
	(1)第2回いじめ問題等対策検討部会からの報告について (いじめの重大事態対応チェックシートについて)
	(2)令和元年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について
	(3)令和2年度携帯電話等の利用状況アンケート結果について
	(4)その他
	3 閉 会

協議内容

(1)第2回いじめ問題等対策検討部会（12月3日開催）からの報告について

【部会長報告】

- ア 作成中のいじめの重大事態対応チェックシートに関して、第2回審議会（9月23日）の提案・意見から、見直しを行った。
 - ・教員が、いじめの定義の理解や未然防止の意識を持つ必要がある。
 - ・養護教諭の関わりや保健日誌の項目を入れる。
 - ・警察との連携を入れることにより、重大事態にならないようにする。
 - ・適切なタイミングで、他の児童生徒や保護者への報告をする。
 - ・チェックシートは誰もが同じレベルで使えるものにする。
- イ 3月末までには、リーフレット仕様の完成品を、各県立学校及び各市町村教育委員会に配付し、新年度での研修等に活用していただきたいと考えている。

【委員からの意見】

- ア 前回の審議会での要望が反映されており、簡潔に重要なポイントが記載されているため、わかりやすい。
- イ SC（スクールカウンセラー）、SSW（スクールソーシャルワーカー）などの専門用語については、注釈があれば、さらに丁寧でわかりやすい。

(2)令和元年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について

- ア 森田洋司先生が提唱された「いじめの四層構造」において、傍観者と観衆への対応は難しく、この観点を踏まえて指導することも課題の一つである。
- イ 早期発見、認知、組織的対応は大事である。一方で、他者とともに生きていくことや、誰もが持つ他者への攻撃性の意味等を議論することも必要である。

(3)令和2年度携帯電話等の利用状況アンケート結果について

- ア スマートフォンの所持率の低年齢化が進んでいる。使用に関するルールの設定等、親子でコミュニケーションをとることが大切である。
- イ 4月、5月の臨時休業で在宅時間が多くなり、ゲームやインターネットの利用時間が増えていると思われる。学校の指導だけでなく、保護者の理解も必要だと感じる。

(4)その他

- ア いじめは、いつでもどこでも誰でも加害者または被害者になり得る。コロナ禍であるからこそ、学校はこれを良い機会と捉え、教育も含めて常時指導の中で差別や偏見、誹謗中傷が許されないことを啓発・指導するべきである。
- イ コロナ禍において、大人も不安であることは変わらないことだが、子どもたちの辛抱を大人が受け止め、一緒になって考えていかなければならない。

いじめの重大事態

未然防止と適切な対応のために

いじめは決して許されない行為であり
子どもたちが主体的にいじめと向き合うことで
「しない・させない・見過ごさない」学校づくりを進めています
一方で いじめはどの子どもにも どの学校にも起こりうるものであり
大人が見守りつつ 子どもの心に寄り添うことで
できる限り早期に解消する必要があります
深刻な事態にならないよう 迅速かつ適切な対応を行うとともに
重大事態が疑われた段階で的確に対処できるよう
このリーフレットを活用して対応のプロセスを確認してください

いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

〔いじめ防止対策推進法 第2条〕

いじめの重大事態対応チェックシート

調査

対応

発生し学校による情報収集・整理

初動

- 第一報確認(迅速に管理職へ報告)
- 学校いじめ対策組織招集(法第22条)
* 事案の発生確認、時系列で記録開始
- 児童生徒(被害・加害)からの聴取
- 関係する児童生徒からの聴取

□ 日常の指導記録 □ 学級・HR日誌 □ 保健日誌
□ ケガ・金品提供の状況 □ 関係機関の情報
□ いじめアンケートの再確認 など

- 把握した情報・事実関係の整理(時系列)
- 学校いじめ対策組織招集(法第22条)
* 事案の情報共有、今後の調査・対応
- 職員会議の開催(情報共有・共通理解)

【不登校重大事態の場合】児童生徒の欠席日数が年間30日を目安
ただし、重大事態の可能性がある場合は、上記目安にかかわらず
学校の設置者に報告・相談し情報共有を図る

- 被害児童生徒・情報提供児童生徒の保護
- 校内での情報共有、役割分担、今後の対応
- 複数の教職員で対応、丁寧に傾聴
(いつ頃から・誰から・どのような態様・背景事情・人間関係・教職員の対応等)
* 状況に応じて家庭訪問
- 保護者(被害・加害)への丁寧な連絡(状況説明)
- 状況に応じてSC、SSW、教育支援センター(適応指導教室)、こども女性相談センター、警察等の協力を得て組織的に対応
* 被害児童生徒への心のケア(兄弟姉妹のケアも検討)

調査開始

- 重大事態(疑い)の判断
* 学校の設置者と相談し学校が判断
- 学校の設置者へ重大事態発生の報告
* 判断後速やかに
* 学校の設置者から地方公共団体の長へ報告
- 調査主体の決定
* 学校の設置者又は学校
- 調査組織の設置(法第28条)
- 児童生徒・保護者(被害・加害)への初期対応と今後の調査の説明
* 被害児童生徒・保護者の意向はできるだけ反映
- 児童生徒への質問票等による調査(法第28条)
※ 子供の自殺が起きたときの背景調査の指針(改訂版) P17、18参照
- 児童生徒(被害・加害)からのアンケート・聴取
(被害児童生徒の保護者からの聴取)
- 関係する児童生徒からのアンケート・聴取
- 関係する教職員からのアンケート・聴取
(担任、部活顧問、養護教諭、SC、SSW等)

- 情報共有、今後の調査計画
* 重大事態と判断しないときは、根拠となる説明が必要
- 被害児童生徒・情報提供児童生徒の保護

□【不登校重大事態の場合】
学校の設置者への報告は7日以内が望ましい

- 問合せ対応(窓口の一本化)

□ 調査の目的・目標
□ 調査主体
□ 調査時期・期間
□ 調査事項
□ 調査方法
□ 調査結果の提供

- 丁寧な保護者対応と説明

【不登校重大事態の場合】
※「不登校重大事態に係る調査の指針」P5～参照

- 可能な限り速やかに実施
- 公平性・中立性の保持
- 調査対象児童生徒及び保護者への説明
* 被害児童生徒・保護者への情報提供
* 情報提供者である児童生徒を守ることを最優先
- 関係資料の適切な保存(5年間)
- 複数の教職員で役割分担、配慮
* 聴取の環境、時間帯、家庭との連携等の配慮

(右へ続く)

- ★ 事案の内容により対応の順番は前後する
- ★ このリーフレットにおいて、次に掲げる用語の意義は、それぞれ以下に定めるところによる
- ★ 【不登校重大事態の場合】に関わる内容は青色で記載
- (1) 学校の設置者: 県立学校においては「県教育委員会」、市町村立学校においては「各市町村教育委員会」
- (2) 学校: 県立学校及び市町村立学校 (3) 法: いじめ防止対策推進法
- (4) SC: スクールカウンセラー (5) SSW: スクールソーシャルワーカー

いじめの重大事態対応チェックシート

調査	対応
<div data-bbox="60 280 114 660" style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; left: 38px; top: 125px;">重大事態としての調査</div> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 学校の設置者との連携(経過報告・相談) <input type="checkbox"/> 情報の整理 <input type="checkbox"/> 事実の確認 <input type="checkbox"/> 情報の分析 <input type="checkbox"/> 再発防止策の検討 <input type="checkbox"/> 調査報告書の作成 <div data-bbox="470 380 805 593" style="border: 1px solid #f08080; border-radius: 15px; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 日常の指導記録 <input type="checkbox"/> 学級・HR日誌 <input type="checkbox"/> 保健日誌 <input type="checkbox"/> ケガ・金品提供の状況 <input type="checkbox"/> いじめアンケートの再確認 <input type="checkbox"/> メモ・プリント類 <input type="checkbox"/> 関係機関の情報 など </div>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 被害児童生徒・保護者への経過報告 *調査中であることを理由に説明を拒まないこと <input type="checkbox"/> 量的に十分であるか *聴取人数やアンケート回収率 <input type="checkbox"/> 質的に十分であるか *必要とされる重要な情報の収集 <input type="checkbox"/> いじめの事実関係を明確化 <input type="checkbox"/> いじめの再発防止・未然防止のために、今後の改善策を検討

説明・公表	調査結果
	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 地方公共団体の長へ調査結果の報告 *学校の設置者及び学校は、調査結果及びその後の対応方針について、地方公共団体の長に報告 *被害児童生徒・保護者には、報告に所見を添えることができることを予め学校の設置者及び学校が説明 <input type="checkbox"/> 被害児童生徒・保護者への調査に係る情報提供及び調査結果説明 *調査開始前に説明した方針に沿って説明 <input type="checkbox"/> 被害児童生徒・保護者に確認後、加害児童生徒・保護者へ情報提供 <input type="checkbox"/> 調査結果の公表 *事案の内容や重大性、被害児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して適切に判断 *特段の支障がなければ公表が望ましいが、公表しない場合も、再発防止に向けて、他の児童生徒又は保護者に対して説明を行うことを検討 <input type="checkbox"/> 調査結果を公表する場合、公表の仕方及び公表内容を被害児童生徒・保護者と確認 <input type="checkbox"/> 報道機関等の外部に公表する場合、他の児童生徒又は保護者等に対して、可能な限り、事前に調査結果を報告 *学校の設置者及び学校として、自ら再発防止策とともに調査結果を説明しなければ、事実関係が正確に伝わらず、他の児童生徒又は保護者の間において憶測を生み、学校に対する不信を生む可能性があることに留意 <input type="checkbox"/> 調査結果の公表にあたり、個別の情報を開示するか否かについては、各地方公共団体の情報公開条例等に照らして適切に判断

再発防止	いじめの解消の判断・調査や対応についての検証
	<ul style="list-style-type: none"> ★いじめの解消 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> いじめに係る行為が止んでいること:少なくとも3か月間を目安 <input type="checkbox"/> いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと:継続的な面談等の実施 ★学校復帰支援や学習支援 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 被害児童生徒への支援、経過観察⇒事情や心情を聴取し、状況に応じた継続的なケア *学校の組織的対応、教育相談体制の充実、SC、SSW等の専門家や教育支援センター(適応指導教室)の活用 <input type="checkbox"/> 加害児童生徒の指導、経過観察⇒いじめの非に気付かせ、被害児童生徒への謝罪の気持ちを醸成 ★いじめの未然防止、早期発見、対処等の検証により再発防止に努める <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 「学校いじめ防止基本方針」の点検・見直し <input type="checkbox"/> 教職員のいじめの正確な認知と共通理解の推進

重大事態の調査は、いじめの事実の全容解明、当該いじめの事案への対処及び同種の事案の再発防止が目的であり、民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接の目的とするものではない。
[いじめの防止等のための基本的な方針 改定版]

重大事態の定義

生命心身財産 重大事態

「いじめ」により当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

〔いじめ防止対策推進法 第28条第1項第1号〕

*重大な被害とは

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合

- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 など

〔いじめの防止等のための基本的な方針 改定版〕

不登校 重大事態

「いじめ」により当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

〔いじめ防止対策推進法 第28条第1項第2号〕

*相当の期間とは

「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」における不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手することが必要である。

〔いじめの防止等のための基本的な方針 改定版〕

重大事態としての調査開始時期

重大事態か否かは
学校が判断する

- 重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならない。

学校が速やかに対応しなければ、いじめの行為がより一層エスカレートし、被害が更に深刻化する可能性がある。最悪の場合、取り返しのつかない事態に発展することも想定されるため、学校の設置者及び学校は、重大事態への対応の重要性を改めて認識すること。

- 被害児童生徒や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、**重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。**

児童生徒や保護者からの申立ては、学校が知り得ない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

〔いじめの重大事態の調査に関するガイドライン〕

いじめの解消の判断基準

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- **いじめに係る行為が止んでいること**

その期間は、少なくとも3か月間を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から、更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校いじめ対策組織の判断で、より長期の期間を設定することができる。

- **いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと**

学校いじめ対策組織は、いじめを受けた児童生徒本人及びその保護者に対して面談等を実施し、心身の苦痛を感じていないかどうかを確認する。

〔徳島県いじめの防止等のための基本的な方針 改定版〕

参考資料

いじめ防止対策推進法(文部科学省 H25年9月)

いじめの防止等のための基本的な方針[改定版](文部科学省 H29年3月)

いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(文部科学省 H29年3月)

不登校重大事態に係る調査の指針(文部科学省 H28年3月)

徳島県いじめの防止等のための基本的な方針[改定版](徳島県教育委員会 H29年11月)

子供の自殺が起きたときの背景調査の指針[改訂版](文部科学省 H26年7月)

子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き(文部科学省 H22年3月)

徳島県教育委員会
人権教育課
いじめ問題等対策室

〒770-8570

徳島市万代町1丁目1番地

電話 088-621-3138

令和3年3月発行